

### 3 建築士(一級・二級・木造)試験受験資格取得方法

国土交通大臣から指定を受けた建築に関する科目の中から、所定の単位を修得して卒業した者は、修得した単位数に応じて建築士（一級・二級・木造）の受験資格を得ることができ、必要な実務経験（設計事務所、建築会社等での建築物の設計・施工管理など）を積むことにより免許登録ができます。

建築士試験受験資格取得を希望する学生は、「建築士試験受験資格取得に係る指定科目一覧」を確認し、所定の単位を修得してください。

参照→P.86「建築士試験受験資格取得に係る指定科目等について」

#### ●本学における建築士試験受験資格取得要件単位数（免許登録に必要な建築実務の経験年数別）

指定科目	一級建築士試験			二級・木造建築士試験		
	免許登録に必要な実務経験年数			免許登録に必要な実務経験年数		
	4年	3年	2年	2年	1年	0年
① 建築設計製図	8	8	8	4	4	4
② 建築計画	8	8	8	2	2	2
③ 建築環境工学	2	2	2			
④ 建築設備	2	2	2			
⑤ 構造力学	4	4	4	4	4	4
⑥ 建築一般構造	4	4	4			
⑦ 建築材料	2	2	2			
⑧ 建築生産	2	2	2	2	2	2
⑨ 建築法規	2	2	2	2	2	2
自由選択	6	16	26	6	16	26
合計	40	50	60	20	30	40